

み広連介第369号
平成29年9月4日

各事業所管理者 様

みよし広域連合長 川原 義朗
(公 印 省 略)

介護予防・日常生活支援総合事業における事業所評価加算の届出について (通知)

日頃は、介護保険行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の事業所評価加算について、平成30年度以降に加算を算定する場合には、平成29年10月15日までに届出を行っていただく必要があります。

つきましては、留意点を別紙のとおりまとめましたので、これらをふまえて当該加算を算定する場合には本広域連合に届出を行っていただくようお願いします。

記

1. 提出期限 平成29年10月15日

2. 提出書類

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業費算定に係る体制等に関する届出書 (別紙19)
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-4)

3. 提出先

みよし広域連合介護保険センター

| |
|--|
| みよし広域連合介護保険センター 地域支援係 担当：中浦 TEL 0883-76-0030 FAX 0883-76-0033 |
|--|

介護予防・日常生活支援総合事業の事業所評価加算の届出にあたっての留意事項

1. 本加算の届出の必要があるサービス

(1) 通所型サービス（みなし：A5）

※ 平成27年3月以前に介護予防通所介護の指定を受けている事業所

(2) 通所型サービス（独自：A6）

※ 平成27年4月以降に新規に指定を受けている事業所

通所型サービスA（緩和した基準）については、本加算は廃止してあるので届出の必要はない。

2. 届出にあたっての留意点

(1) みなし指定の事業者は、平成27年3月以前に徳島県へ本加算の届出を行っている場合は、改めてみよし広域連合へ届出を行う必要はない。

(2) みなし指定の事業者が平成27年4月以降に届出を行う場合及びみなし指定の事業者以外の指定事業者における本加算の届出はみよし広域連合に届け出る。

(参考)

平成18年9月11日老振発第0911001号・老老発第0911001号厚生労働省老健局振興課長・老人保健課長（事業所評価加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について）

(3) 平成30年3月で通所型サービス（みなし：A5）が廃止となるが、徳島県又はみよし広域連合に本加算の届出を行っていれば、平成30年4月以降に通所型サービス（独自：A6）で本加算の算定可否の判断要素となる。